

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について (Q&A)

令和2(2020)年4月19日

1. 目的等について

Q1-1) 協力金を支給する目的は何ですか。

A1-1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼に応じて休業に御協力頂いた事業者に対して協力金を支給するものです。

2. 支給対象について

(1) 対象施設について

Q2-1) 支給対象は何ですか。

A2-1) 県が使用制限の要請又は協力依頼をした施設と、飲食業等の食事提供施設が自主的に休業したものを対象としました。

※「対象施設一覧」を参照してください。

Q2-2) 同じ個人事業主が、賃貸で居酒屋2店舗、賃貸でカラオケボックス2店舗を経営し、休業しているケースでは、協力金は30万円×2=60万円でしょうか。

A2-2) いいえ。1事業者あたり最大30万円です。

※1事業者あたり10万円

1事業所を賃借している場合は10万円を加算

複数事業所を賃借している場合はさらに10万円を加算

Q2-3) 休業対象となっている店舗を複数営業展開しているが、全店舗を休業としないと協力金の給付に該当しないのですか。

A2-3) 複数店舗のうち、1店舗でも休業している場合は対象となりますが、要請の趣旨を鑑み全店舗の休業をお願いします。一部店舗を休業する場合、休業する店舗を特定する必要があります。

(店舗間の休業のローテーションは不可)

Q2-4) 店舗は自社所有ですが、駐車場は賃貸しています。駐車場の賃借をもって加算の対象となりますか。

A2-4) 駐車場は付帯施設であるため、加算の対象とはなりません。

Q2-5) 自宅兼事業所の場合は協力金の対象となりますか。

A2-5) 県が使用制限の要請・協力依頼をした施設が休業すれば対象となります。

Q2-6) 建物を所有し土地は賃借していますが、加算の対象となりますか。

A2-6) 事業所の土地、又は建物的一方でも賃借している場合は対象となります。

Q2-7) 栃木県外に本社があり県内に事業所がある場合、事業所を休業すれば、

協力金の対象となりますか。

A2-7) 県内の事業所が要請・協力依頼に応じて休業すれば対象となります。

Q2-8) 飲食店の賃借とは別に事務所を賃借していますが、協力金は10万円＋10万円×2＝30万円でよいのですか。

A2-8) いいえ。事務所の賃借は対象とならないため20万円です。

Q2-9) 百貨店にテナントとして入居していますが、支給の対象となりますか。

A2-9) 休業対象の施設であって、県の要請・協力依頼に応じて休業すれば対象となります。

Q2-10) 学習塾は休業し、電話対応のみ行っていますが、協力金の対象となりますか。

A2-10) 協力金の対象となります。

Q2-11) 4月21日から5月6日までの間、そろばん塾を休業しますが1日だけ検定試験を行います。協力金の対象となりますか。

A2-11) 協力金の対象とはなりません。

Q2-12) 営業形態が元々デリバリー又はテイクアウトのみの飲食店を休業した場合は協力金の対象となりますか。

A2-12) 食事提供施設の休業とはいえないので、協力金の対象とはなりません。

Q2-13) 屋内での飲食提供を休業し、テラス席等屋外のみで飲食提供を行う場合、協力金の対象となりますか。

A2-13) 食事提供施設の休業とはいえないので、協力金の対象とはなりません。

Q2-14) ホテル内のレストランは協力金の対象となりますか。

A2-14) ホテル内であっても飲食店を休業すれば対象となります。

Q2-15) 繊維の卸売業については、協力金の対象となりますか。

A2-15) 県が使用制限の要請・協力依頼をした施設ではないため、対象外です。

Q2-16) ラブホテルについては協力金の対象となりますか。

A2-16) ホテル、旅館は集会の用に供する部分を休止した場合、対象となります。

Q2-17) 所有する施設（賃借含む）においてパーソナルトレーニングジムを運営していますが、協力金の対象となりますか。

A2-17) スポーツクラブ又はホットヨガ、ヨガスタジオに該当するため協力金の対象となります。

Q2-18) 屋外のバッティングセンターに併設する屋内の卓球施設を休業すれば、

協力金の対象となりますか。

A2-18) 屋内卓球施設は、基本的に休止を要請する施設となっているテニス場（屋内施設）に該当し、協力金の対象となります。

(2) 休業期間について

Q2-19) 協力金の条件となる休業の期間はいつからいつまでですか。

A2-19) 緊急事態措置の期間は、令和2年4月18日（土）から5月6日（水）までですが、準備期間等を考慮し4月21日（火）から5月6日（水）までを期間としました。なお、その全期間中休業していることが必要です。

Q2-20) まだ事業を始めたばかりですが、休業に協力した場合、支給対象となりますか？

A2-20) 緊急事態措置期間開始より前（令和2年4月18日前）の営業活動が確認できる場合は、対象となります。

Q2-21) 休業要請が5月6日以降に延長となった場合はどうなりますか。

A2-21) 協力金という性格上、現段階では変更を予定しておりません。

Q2-22) 月初旬から休業しているが、協力金の対象となりますか。

A2-22) 県の要請・協力依頼に応じて、4月21日（火）から5月6日（水）まで、休業にご協力いただいた場合は対象となります。

Q2-23) 24時間営業の場合、4月21日（火）の何時から休業すれば対象となりますか。

A2-23) 4月21日（火）の0時から5月6日（水）の24時まで休業すれば対象となります。

(3) その他

Q2-24) 休業の要請をしていないにも関わらず飲食業が入っているのはなぜですか。

A2-24) 休業の要請はしていませんが、酒類の提供を19時までとするよう要請していることを踏まえ、当該施設が自主的に休業した場合には、本協力金の対象としました。

Q2-25) 施設は運営していませんが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約してありますが、休業した場合は対象となるのですか？

A2-25) 休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は対象となりません。

Q2-26) 国と県の給付はどちらも受けられますか。

A2-26) この協力金は、国の給付金の受給の有無を問いません。他の給付金をお考えの場合は、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

3. 募集等について

Q3-1) いつから募集を開始するのですか。

A3-1) 現在検討中で、早急に公表できるよう検討しております。

Q3-2) 手続き後、どれくらいで協力金が振り込まれるのですか。

A3-2) 現在検討中で、現段階では明確にはお答えできませんが、可能な限り早急に振り込みたいと考えています。

Q3-3) 申請の方法について、ウェブ以外の方法も設けてほしい。

A3-3) 郵送或いは窓口でも対応できるよう検討します。